

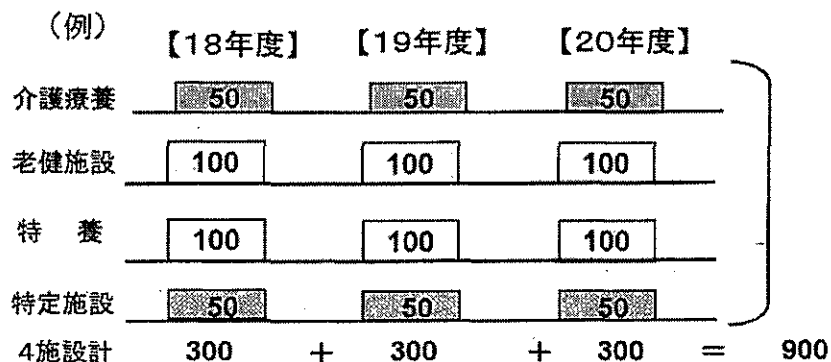
第3期介護保険事業(支援)計画における定員枠の弾力化

I 介護保険施設等の定員枠の弾力運用

都道府県、市町村は、第3期(平成18~20年度)の介護保険施設等の合計の指定の枠内であれば、年度ごと、施設種別ごとの指定の枠を超えても、医療保険適用の療養病床から老健施設等への転換を可能とする。

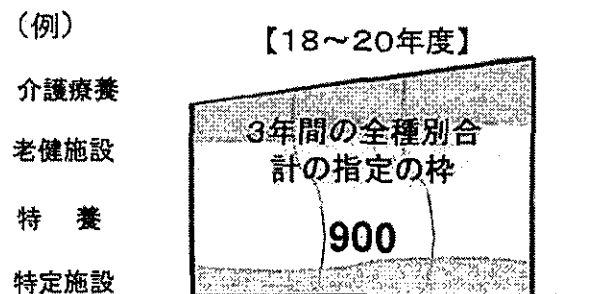
現 行

転換は 年度ごと、施設種別ごと の指定の枠内で行う。



見直し後

転換は 3年間を通じ、全種別合計 の指定の枠内で行う。



市町村介護保険事業計画における認知症高齢者グループホーム等の指定枠についても、3年間の合計の新規指定の枠内であれば、同様に取り扱う。

II 医療区分1の患者が多く、経営困難な医療機関の特例

第3期の合計の指定枠を超える場合であっても、次のすべての要件を満たす医療保険適用の療養病床については、都道府県及び市町村の協議(認知症高齢者グループホームへの転換の場合は市町村の判断)により、介護保険施設等への転換を可能とする。

- ① 当該療養病床における医療区分1の患者割合が当該都道府県の平均値を超えていること
- ② 転換を認めなかった場合は当該医療機関が存続できなくなると見込まれること
- ③ 当該療養病床の転換・存続が地域ケア体制の確保を図る上で必要不可欠であること

これまでに講じてきた転換支援措置

1 老健施設等への機能転換に向けた助成措置

- ・ 地域介護・福祉空間整備等交付金(市町村への交付金)
- ・ 医療提供体制施設整備交付金(都道府県への交付金)(~平成19年度)
- ・ 医療保険財源による「病床転換助成事業」(平成20年度~)
の活用により、転換に要する費用を助成。

2 医師・看護職員等の配置等が緩和された経過的類型の創設

- ・ 診療報酬及び介護報酬において、医師、看護職員等の配置等を緩和することで医療機関のコストを引き下げつつ報酬上評価する類型(介護保険移行準備病棟・経過型介護療養型医療施設)を創設。

3 療養病床が老健施設に転換する場合の施設基準の緩和

- ・ 既存の建物をそのまま活用して介護老人保健施設に円滑に転換できるよう、介護療養型医療施設及び医療療養病床から転換した介護老人保健施設については、
 - ①1床当たりの面積基準を6.4㎡以上とする(※通常は8㎡以上)(平成23年度末までの経過措置)
 - ②廊下幅の基準については、内法1.2m以上(両側に居室がある場合、内法1.6m以上)とする(※通常はそれぞれ1.8m以上、2.7m以上)

厚生労働省発老第0329001号
平成19年3月29日

社会保障審議会
会長 貝塚 啓明 殿

厚生労働大臣
柳澤 伯夫

諮 問 書

介護保険法（平成9年法律第123号）第88条第3項及び第97条第4項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）及び介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）を別紙のとおり改正することについて、貴会の意見を求めます。

1 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の改正

- 療養病床を有する病院から転換した介護老人保健施設については、
 - ① 食堂の面積基準は、1人当たり1㎡以上
 - ② 機能訓練室の面積基準は、40㎡以上とする。
- ※ 療養病床を有する病院から転換したサテライト型小規模介護老人保健施設については、食堂は1人当たり1㎡以上、機能訓練室は本体施設の機能訓練室を利用することで可とする。

- 療養病床を有する診療所から転換した介護老人保健施設については、
 - ① 療養室の面積基準は、1人当たり6.4㎡以上
 - ② 廊下幅の基準は、内法1.2m以上（両側に居室がある場合、内法1.6m以上）
 - ③ 食堂・機能訓練室の面積基準は、「食堂＋機能訓練室の面積基準は1人当たり3㎡以上」又は「機能訓練室が40㎡以上（食堂が1人当たり1㎡以上）」とする。
- ※ ①の面積基準については、平成23年度末までの経過措置とする。
- ※ 療養病床を有する診療所から転換したサテライト型小規模介護老人保健施設についても、食堂は1人当たり1㎡以上、機能訓練室は本体施設の機能訓練室を利用することで可とする。

- 一般病床を有する病院・診療所から介護老人保健施設に転換する場合も療養病床を有する病院・診療所から介護老人保健施設に転換する場合と同様の経過措置を認めることとする。

- 転換した介護老人保健施設が病院・診療所と併設している場合、当該病院・診療所との診察室の共用を認めることとする。

2 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の改正

- 療養病床を有する病院・診療所から転換した介護老人福祉施設は、
 - ① 廊下幅の基準は、内法1.2 m以上（両側に居室がある場合、内法1.6 m以上）
 - ② 療養病床を有する病院から転換する場合は、
 - ・食堂の面積基準は、1人当たり1 m²以上
 - ・機能訓練室の面積基準は、40 m²以上とし、療養病床を有する診療所から転換する場合は、「食堂+機能訓練室の面積基準は1人当たり3 m²以上」又は「機能訓練室が40 m²以上（食堂が1人当たり1 m²以上）」とする。

- 一般病床を有する病院・診療所から介護老人福祉施設に転換する場合も療養病床を有する病院・診療所から介護老人福祉施設に転換する場合と同様の経過措置を認めることとする。



分介発第0329001号

平成19年3月29日

社会保障審議会

会長 貝塚 啓明 殿

介護給付費分科会

分科会長 大森 彌

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準及び介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正について（報告）

平成19年3月29日厚生労働省発老第0329001号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記について、当分科会は審議の結果、諮問のとおり改正することを了承するとの結論を得たので報告する。



社 保 審 発 第 4 号
平 成 1 9 年 3 月 2 9 日

厚生労働大臣
柳澤 伯夫 殿

社会保障審議会

会長 貝塚 啓明

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準及び介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正について（答申）

平成19年3月29日厚生労働省発老第0329001号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記については了承する。

以下の内容につき、平成19年4月9日から同年5月8日の日程で、厚生労働省ホームページ上でパブリックコメント手続中です。

医療法人の附帯業務の見直し（案）

- 医療法第42条第6号に定める「保健衛生に関する業務」として、以下の項目を追加（通知改正）
 1. 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第15条第3号に規定する適合高齢者専用賃貸住宅
 2. 高齢者の居住の安全確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号）第3条第6号に規定する高齢者専用賃貸住宅（当該住宅の居住者に対し生活指導及び相談、安否確認、緊急時の対応、関係機関との連携その他保健衛生に関するサービスの提供を継続的に行うことを約している場合に限る。）



老計発第0330005号

平成19年 3月30日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局計画課長



第3期介護保険事業（支援）計画における必要入所（利用）定員
総数の弾力的運用について

第3期介護保険事業計画期間における介護保険施設等については、各都道府県及び市区町村が策定した介護保険事業（支援）計画において定められている必要入所（利用）定員総数を超える場合には、指定等を行わないことができることとされているが、今般、療養病床の一層の転換促進を図る観点から、その取扱いを下記のとおりとしたので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等に対する周知方よろしくお取り計らい願いたい。

記

(1) 介護保険施設等の必要入所（利用）定員総数の弾力運用について

都道府県等は、第3期介護保険事業計画期間における、特別養護老人ホーム（地域密着型を除く。）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護専用型特定施設（地域密着型を除く。）及び混合型特定施設に係る必要入所（利用）定員総数の総計の範囲内であれば、年度ごと、種別ごとの必要入所（利用）定員総数を超えても、医療療養病床から転換する場合は、指定等を行うことを可能とする。

また、これと同様に、市区町村は、第3期介護保険事業計画期間における、地域密着型特別養護老人ホーム、地域密着型特定施設及び認知症高齢者グループホームに係る必要利用定員総数の総計の範囲内であれば、年度ごと、種別ごとの必要利用定員総数を超えても、医療療養病床から転換する場合は、指定を行うことを可能とする。

(2) 一定の要件を満たす医療機関の特例について

都道府県等は、第3期介護保険事業計画期間における、特別養護老人ホーム（地域密着型を除く。）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護専用型特定施設（地域密着型を除く。）及び混合型特定施設に係る必要入所（利用）定員総数の総計を超える場合であっても、転換を希望する医療療養病床が、次のすべての要件を満たすときは、関係市区町村と協議した上で、指定等を行うことを可能とする。

また、これと同様に、市区町村は、第3期介護保険事業計画期間における、地域密着型特別養護老人ホーム、地域密着型特定施設及び認知症高齢者グループホームに係る必要利用定員総数の総計を超える場合であっても、転換を希望する医療療養病床が、次の全ての要件を満たす場合については、市町村の判断により、指定を行うことを可能とする。

なお、都道府県又は市町村においては、各要件の該当の有無並びに介護保険事業（支援）計画及び保険料への影響を的確に判断するため、被保険者を始めとする関係者の意見を聴くように努められたい。

(要件)

- ・ 当該医療療養病床における医療区分1の患者の占める割合が、当該医療療養病床の所在する都道府県の平均値を超えていること
- ・ 転換を認めなかった場合には、当該医療機関が存続できなくなると見込まれること
- ・ 当該医療療養病床を転換し、存続させることが、当該地域の地域ケア体制の確保を図る上で必要不可欠であると認められること